

報道関係者 各位

令和7年8月25日

【照会先】

秋田労働局労働基準部賃金室

室長 佐藤 博幸

賃金指導官 我妻 一広

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田県最低賃金を時間額1,031円に

～ 秋田地方最低賃金審議会が80円の引上げを答申 ～

- 1 本日、秋田地方最低賃金審議会（会長 臼木 智昭）は、秋田県最低賃金（昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第1号）の最低賃金額を現在の1時間951円から1,031円（引上げ額80円、引上げ率約8.41%）に引き上げるよう秋田労働局長（山本 博之）に答申した。

なお、引上げ額80円は、本年8月4日に中央最低賃金審議会が答申した「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安」（Cランク64円）に16円上乗せした金額となる。

- 2 秋田県最低賃金は、秋田県内の全事業場（約3万）及びそこで働く全ての労働者（パート、アルバイトを含め約35万2千人）に適用される。
- 3 今後、異議申出手続などを経て、令和8年3月31日から発効の予定。
最低賃金額を答申どおり引き上げた場合、推計で4万6千人以上の労働者の賃金引上げが必要となる。